

論 説

国際会計基準審議会の金融商品会計基準
プロジェクトにおける金融危機への対応

山 内 高 太 郎

はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は、前身団体である国際会計基準委員会 (IASC) の作成した金融商品会計基準である国際会計基準 (IAS) 第32号「金融商品：開示と表示」及びIAS第39号「金融商品：認識と測定」について、アメリカ財務会計基準審議会 (FASB) とのジョイント・プロジェクトとして見直しを行ってきた。

現在進行中の金融商品会計基準プロジェクトの足がかりとして公表されたのが、2008年3月のディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」(*Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments*)であった。

その後、サブプライム・ローン問題¹により2008年9月、リーマン・ブラザーズが経営破綻し、各国においてこの経営破綻に起因する国際的な金融危機への対応が必要となった。各国の金融危機への対応の中で、金融危機の一因として会計基準が問題とされたことで、IASBは、とくに金融商品会計基準について、会計の問題としてだけでなく政治、経済等の要請も考慮して会計基準を開発することを求められた。

本稿では、IASBの金融商品会計基準プロジェクトにおける金融危機への対応を検討するために、まず、足がかりとなったディスカッション・ペーパー「金

融商品の報告における複雑性の低減」を取り上げ、IASBがどのような視点で金融商品会計基準を見直そうとしたのかを明らかにし、2008年から現在までのIASBの金融商品会計基準の開発に影響を与えた事象をとりあげ、これらによりディスカッション・ペーパーで示された方向性にどのような変化があったか考察を行った。

1. ディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」

IASBは、2008年3月、ディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」（以下、DP2008）を公表した。DP2008公表までの主な経緯をまとめると図表1のようになる²。また、DP2008の内容は、1991年に

図表1 DP2008公表までの主な経緯

年	トピック	概要
1986年	FASBが金融商品プロジェクトに取り組む	次の4点について解決を図る (1)金融商品の測定方法と利得と損失の報告方法 (2)特別目的実体の連結を含む、金融資産と金融負債の認識の中止 (3)金融派生商品の会計（ヘッジ） (4)負債商品と持分商品の区分
1988年	IASBが金融商品プロジェクトに取り組む	
1993年	FASBによるSFAS114の公表	債権者によるローンの減損の会計
1993年	FASBによるSFAS115の公表	負債証券と持分証券における特定の投資の会計
1995年	IASCによるIAS32の公表	金融商品：開示と表示
1998年	FASBによるSFAS133の公表	金融派生商品とヘッジ活動の会計
1998年	IASCによるIAS39の公表	金融商品：認識と測定
2005年	IASBによるIFRS7の公表	金融商品：開示
2006年	FASBによるSFAS155の公表	特定のハイブリッド金融商品の会計
2006年	FASBによるSFAS157の公表	公正価値測定
2007年	FASBによるSFAS159の公表	金融資産と金融負債の公正価値オプション

FASB が公表したディスカッション・メモランダム「金融商品の認識と測定」、1997年に IASC とカナダ勅許会計士協会が公表したディスカッション・ペーパー「金融資産と金融負債の会計」、1999年12月に FASB が公表した予備的見解 (Preliminary Views)「公正価値による金融商品と特定の関連する資産及び負債の報告」、2000年12月に JWG³ が公表した「金融商品と類似項目」の内容をもとにまとめられている⁴。

DP2008は、(1)測定に関する問題、(2)測定と関連する問題の中間的アプローチ、(3)長期的な解決方法 (すべての種類の金融商品に関して、単一の測定方法 (公正価値) を用いる) の3点について論じられている。

(1) 測定に関する問題

IASB は、金融商品会計基準の改訂にあたり、財務諸表の作成者、監査人、利用者から基準の複雑性が問題とされたことをあげ、どのように対応すべきかを説明している。この中で、長期的な解決方法として、1つの測定属性 (公正価値) をすべての金融商品の測定に用いることを提案している⁵。

我が国の企業会計基準委員会 (ASBJ) や日本公認会計士協会は、ここでの質問 1⁶ に対するコメントの中で、複雑性を低減するという点について同意を示す一方で、会計基準の急激な変更については懸念を示している。

(2) 測定と関連する問題の中間的アプローチ

DP2008の第2節では、1つの測定属性 (公正価値) を用いるようにするためには長い時間がかかることが想定されるので、1つの測定属性 (公正価値) を用いる方法以外で、早急に簡素化が可能な次の3つのアプローチ (中間的アプローチ) を示している。

(a) 現行の測定規定の修正

このアプローチでは、例えば、測定区分の数を減らす、現行の測定区分の規定や制限を簡素化する、もしくは削減することをあげている⁷。

(b) いくつかの選択的な例外規定を認め、現在の測定規定を公正価値測定原則に置き換える

このアプローチでは、例外規定としてコスト・ベースの方法（cost-based method）を用いて測定することを認め、長期的には、金融商品会計基準の範囲に含まれるすべての金融商品を公正価値で測定する方向性を示している⁸。

(c) ヘッジ会計の簡素化

このアプローチでは、現行のヘッジ会計規定を削除する（または置き換える）ことと、現行のヘッジ会計規定を維持しながら、簡素化する方法が提案されている⁹。

ASBJは、この節における質問2から7に対するコメントの中で、金融商品を単一の方法で測定すること、売却可能金融投資の区分を削除すること、全面的な公正価値測定規定への方向性をとること、そしてヘッジ会計を全廃することに反対しており、テイニング規定を省くことで簡素化を行うことを提案している。

また、日本公認会計協会は同じ質問に対するコメントの中で、満期保有目的や売却可能区分の削除について懸念を示し、ヘッジ会計の全廃については反対をしている。

(3) 長期的な解決方法（すべての種類の金融商品に関して、単一の測定方法(公正価値)を用いる）

IASBは、すべての種類の金融商品に関して、単一の測定方法を用いることで、今日のすべての問題に対処できるわけではないことを示しつつも、この方向性が重要な一歩であるとしている¹⁰。この説明を行うために、この節をA、B、Cという3つのパートにわけている。パートAでは、公正価値がすべての金融商品の測定に適しているかについて説明がなされ、パートBでは、金融商品に公正価値測定を用いることへの懸念が示されており、パートCでは、金融商品会計基準の適用範囲内にあるすべての金融商品を公正価値で測定することを提案する前に、解決すべき問題について述べられている¹¹。

ASBJは、この節における質問8から12に対するコメントの中で、金融商品を単一の方法で測定し、差額を純利益で認識することに反対している。また、日本公認会計協会は同じ質問に対するコメントの中で、単一の方法による測定については検討の余地があるとしつつも、その差額を損益で認識することに懸

念を示し、金融負債の測定に唯一の測定属性として公正価値を用いることに疑問を呈している。

このように DP2008では、多様な測定属性が金融商品会計基準を複雑にしているという観点にたち、単一の測定属性を用いることがその解決方法となると考えられている。ここで述べられる単一の測定属性とは公正価値であり、金融商品会計基準の見直しは、どれだけの期間がかかるかわからないものの最終的にはすべての金融商品を公正価値のみで測定するという方向性を示したものであるといえる。

また、ここでの問題は公正価値を用いることに対する反対ではなく、公正価値を唯一の測定属性とすることで他の多様な測定属性を用いることができなくなること、さらに公正価値測定による変動を損益に反映させることにあると考えられる。

2. 2008年4月の金融安定化フォーラム(FSF)の提言とIASBの対応

(1) 2008年4月のFSFの提言

2007年10月にG7の財務大臣と中央銀行総裁は、FSFに経済危機の原因と問題 (causes and weaknesses) について分析を行い、勧告をするよう依頼した¹²。この成果としてFSFは、2008年4月に「市場と制度の強靱性の強化に関する金融安定化フォーラム報告書」を公表し、その中でIASBに対して次の2点について改善を行うよう勧告している。

(a) オフバランス実体 (off-balance entities) に関する会計と開示の改善¹³

オフバランス実体の利用が市場参加者にリスク・エクスポージャーを過小評価させたとし、オフバランス実体に関連するリスク・エクスポージャーと潜在的な損失が財務開示で明らかに表示されなければならないとした。ここでの問題は、認識の中止（例えば、証券化を通して貸借対照表から資産を取り除くこと）と連結（例えば、特別目的実体）であった。

さらに、IASBとFASBの会計基準が異なっていることも問題とされた。

これらの問題に対応する会計基準設定の手続きとして、IASBとFASBはディスカッション・ペーパーではなく公開草案で検討すべきであること、また、その過程において、投資家、規制当局、金融監督者 (supervisors)、そして他の利害関係者 (stakeholders) と協議しなければならないことが勧告された。

(b) 公正価値の測定と開示の改善¹⁴

IASBは、市場がもはや活発でない場合の金融商品の評価のガイダンスを強化する (enhance) ことを求められた。加えてIASBは、専門諮問パネル (expert advisory panel) を2008年に設置するよう勧告された。この専門諮問パネルは、(i) 評価技法の範囲におけるベスト・プラクティスの検討、(ii) 市場が活発でなくなった場合における、金融商品と関連する開示の評価方法の健全な実務の指針の作成 (formulating) という2点を行うものである。

(2) 2008年4月のFSFの提言に対するIASBの対応

IASBは、上記のFSFからの改善要請のすべての項目について対応をした。開示に関連する問題については、国際財務報告基準 (IFRS) 第7号を改訂することが検討され、とくに公正価値情報の開示については、アメリカ財務会計基準ステイトメント (SFAS) 第157号「公正価値測定」で示されたヒエラルキーに分類して開示することが検討された¹⁵。

また、2008年5月、IASBは設置要請があった専門諮問パネルを組織した¹⁶。その後、専門諮問パネルは、市場が活発でなくなった場合における金融商品の評価方法についての指針について検討を始め、検討の結果、専門諮問パネルは、「IAS第39号 (金融商品：認識及び測定) の公正価値測定に関する規定とガイダンスは全般的に明確であり、公正価値による測定に至るために用いられているアプローチには首尾一貫性があることが認識された¹⁷」と表明をした。

ここで示された方向性は、公正価値測定を否定するものではなく、公正価値測定を支持するものであった。この検討の結果は、2008年10月に報告書「市場が活発でなくなった金融商品の公正価値測定と開示 (*Measuring and disclosing the fair value of financial instruments in markets that are no longer active*)」として公表された。

3. 2008年10月のIAS第39号とIFRS第7号の改訂

(1) 2008年10月のIAS第39号とIFRS第7号の改訂の背景

2008年9月にリーマン・ブラザーズが経営破綻した。リーマン・ブラザーズの経営破綻に起因する金融危機への対応のため、2008年10月12日にブリュッセルで開かれたユーロ圏首脳会議の決定により、IASBはIAS第39号の改訂が求められた。これは、欧州の金融機関がアメリカ会計基準とIFRSの規定が異なることによる不利な扱いを受けないよう、IAS第39号のパラグラフ50の改訂を求めたものである。この決定にIASBが対応できない場合は、EUはIAS第39号のパラグラフ50をカーブアウトするというものであった。IASBはこの決定に対応するため、通常のデュー・プロセスを経ることなしに、IAS第39号及びIFRS第7号の改訂を行い、2008年7月1日に遡って適用するとした¹⁸。

この改訂は、2008年10月13日に「金融資産の再分類」として公表され、その内容は、デリバティブ、公正価値オプションを適用した金融資産以外の金融資産を公正価値で測定する区分から償却原価で測定する区分への変更を認めるとともに、IFRS第7号を改訂することによって、その変更に伴う情報提供を充実させるというものであった。

IAS第39号パラグラフ50「区分変更 (Reclassifications)」

50 実体は、

- (a) デリバティブを保有または発行している間は、それを純損益を通じて公正価値で測定する区分から区分変更 (reclassify) してはならない。
- (b) 当初認識時に実体により純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された場合には、いかなる金融商品も純損益を通じて公正価値で測定する区分から区分変更してはならない。
- (c) 金融資産が、もはや近いうちに (near term) 売却または買戻しを行う目的で保有されていない場合 (その金融資産が主として近いうちに売却または買戻しを行う目的で取得した、または発生したものであったとしても) で、パラグラフ50B または50D

の規定が満たされているときは、その金融資産を純損益を通じて公正価値で測定する区分から区分変更してもよい。

実体は、いかなる金融商品も、当初認識後に純損益を通じて公正価値で測定する区分に区分変更してはならない。

(2) IASB の「金融資産の再分類」の公表後の日本における対応

IASB の「金融資産の再分類」の公表後、日本では企業会計基準委員会 (ASBJ) が我が国の会計基準を改訂するかについて検討を行った。ASBJ は、2008年10月28日に「債権の保有目的の区分の変更に関する論点の整理」を公表し、3つの論点について意見を求めた。(ここでの論点は、図表2にまとめられている。)

図表2 日本とIASの金融商品の区分変更への対応状況
(日本の会計基準)

振替前 \ 振替後	その他有価証券	満期保有目的の債券
売買目的有価証券	【論点1】原則不可 金融商品実務指針第85項 ↓ (実務指針26) 稀な場合において可	【論点2】不可 金融商品実務指針第82項 ↓ (実務指針26) 稀な場合において可
その他有価証券	N/A	【論点3】不可 金融商品実務指針第82項 ↓ (実務指針26) 稀な場合において可

(IASでの取扱い)

振替前 \ 振替後	売却可能	満期保有目的/貸付金及び債権
売買目的(当期純利益を通じて公正価値で測定する分類)	(改正前)不可 (改正後)稀な状況において可 (50B項)	(改正前)不可 (改正後)稀な状況において可 (50B項)
売却可能		
貸付金及び債権	N/A	(改正前)不可 (改正後)一定の場合に可 (50E項)
債券	N/A	一定の場合に可(54項(a))

(出所: ASBJ 「債券の保有目的の区分の変更に関する論点整理」2008年10月, 5頁を参考に作成)

ASBJ は、2008年11月13日に実務対応報告公開草案第29号「債権の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い（案）」を公表した。この公開草案に対するコメントには、国際協調の一環として賛同する意見がある一方で、区分変更を認めることは恣意性の増加につながり、財務報告の透明性の低下や財務諸表の比較可能性の低下といった理由から反対する意見も見られた。

公開草案への意見を踏まえ、ASBJ は、2008年12月5日に図表2に示したように区分変更を認める内容で、実務対応報告第26号「債権の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」を公表した。実務対応報告第26号は、2010年3月31日までの適用とされ、適用期間終了をもって廃止された。

(3) 2008年10月のIAS第39号とIFRS第7号の改訂後のIASBの動向

2008年10月に開催されたIASBとFASBの合同会議において、IASBとFASBが共同でこの金融危機に対応することが合意された。その内容は次のとおりである¹⁹。

- ① 金融危機諮問グループ（FCAG：Financial Crisis Advisory Group）の組成（2008年12月）
- ② 東京、ロンドン、ノーウォークでの円卓会議の開催（2008年11月から12月）
- ③ 金融商品の報告のための長期的な共通の解決策の策定（これまでの金融商品ワーキンググループの再編）

(4) 2008年11月のG20首脳会合の要請とIASBの対応

リーマン・ショックへの国際的な対応として、2008年11月、ワシントンにおいてG20首脳会合（第1回金融・世界経済に関する首脳会合（Summit of Financial Markets and the World Economy））が開かれた。この中で、IASBが対応すべきものとして次のような要請がなされた²⁰。

- ① 世界の主要な会計基準設定主体は、特に市場の混乱時における、複雑な流動性のない商品の価格評価も考慮に入れて、証券の価格評価のガイダンスを強化するための作業を行う。
- ② 会計基準設定主体は、非連結特別目的会社のための会計及び開示の基準に

関する脆弱性に対処するための作業を大きく進展させる。

- ③ 規制当局及び会計基準設定主体は、市場参加者に対する金融機関による複雑な金融商品の義務的開示を強化する。
- ④ 金融の安定を促進する観点から、特に透明性、説明責任、及びこの独立主体と関係当局との適切な関係を確保するために、その構成員の見直しを含め、国際会計基準設定主体のガバナンスを更に強化する。

2009年3月の時点で、IASBは、これらの要請に対して次のような対応をとっていた²¹。

- ① 投売り状態の市場における公正価値の適用に関する改訂ガイダンスを公表した。公正価値測定と開示に関する、より一般的なガイダンスは改訂中であり、2009年上半期に公開草案を公表するとしていた。
- ② 非連結事業体の連結に係る会計基準の変更に関する協議文書を公表した。認識の中止に関する取り組みを加速しており、2009年上半期に公開草案を公表するとしていた。
- ③ 公正価値評価と流動リスクに関する情報の改善を含め、金融商品に係る開示を改善する提案を公表した。
- ④ IASBの理事を16名にまで拡大することに合意し、地域的多様性についてのガイドラインについては策定中であるとしていた。

4. 2009年4月G20首脳会合の要請とIASBの対応

2009年4月2日に開催されたG20首脳会合（第2回金融・世界経済に関する首脳会合）において、金融監督及び規制の強化のためにFSFの権限を強化した金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）が設置された。また、会計基準設定主体に対し、評価及び引当金（valuation and provisioning）に関する基準を改善し、単一の質の高いグローバルな会計基準を実現するため、監督当局及び規制当局と緊急に協議することが求められた²²。

会計基準の問題については、「金融システムの強化に関する宣言」の中で次のように述べられている²³。

我々は、公正価値会計の枠組みを再確認しつつ、会計基準設定主体が、流動性及び投資家の保有期間を踏まえ、金融商品の価格評価の基準を改善すべきであることに合意した。

我々はまた、会計事項に対処する景気循環増幅効果に関するFSFの提言を歓迎する。我々は、会計基準設定主体が、2009年末までに以下のための措置を採るべきであることに合意した。

- ① 金融商品の会計基準に関する複雑性を低減する。
- ② より広範な信用情報を取り込むことで、貸倒引当金の認識に関する会計基準を強化する。
- ③ 引当金、オフバランス・エクスポージャー及び評価の不確実性に関する会計基準を改善する。
- ④ 監督当局とともに作業することで、評価基準の適用における明瞭性及び整合性を国際的に達成する。
- ⑤ 単一の質の高いグローバルな会計基準に向けた重要な進捗をもたらす。
- ⑥ 独立した会計基準設定過程の枠組み内において、国際会計基準審議会の定款の見直しを通じ、健全な (prudential) 規制当局及び新興市場 (emerging markets) を含む利害関係者の関与を改善する。

この宣言を受けて、IASBは2009年4月の会議においてIAS第39号の改訂プロジェクトの見直しをすることとした。この結果、2009年6月の会議において、2008年11月にIASBとFASBで合意したプロジェクトを3つの段階(フェーズ)にわけ、IAS第39号をIFRS第9号に置き換えるプロジェクト(簡素化プロジェクト²⁴)を進めることとした。

図表3 2009年8月における金融商品会計基準簡素化プロジェクトの計画

	公表の時期 (予定)				MoU	Joint
	2009 Q4	2010 Q1	2010 Q2	2010 H2		
フェーズ1：分類と測定	IFRS				○	○
フェーズ2：減損の方法	ED		IFRS		○	○
フェーズ3：ヘッジ会計	ED		IFRS		○	○
認識中止				IFRS	○	○

(出所：http://www.iasb.org/Current+Projects/IASB+Projects/IASB+Work+Plan.htm (2009/8/18))

簡素化プロジェクトは、フェーズごとに検討を行い、完成したものから段階的に IAS 第39号を IFRS 第9号に置き換え、最終的に IFRS 第9号という新しい金融商品会計基準を完成させるというものである。プロジェクト開始時点においては2010年末の完成を目指していたが、現在（2011年8月）、このプロジェクトは2011年第2半期に終了することを目指している。

図表4 2011年8月における金融商品会計基準簡素化プロジェクトの進捗状況

フェーズ	進 捗 状 況
フェーズ1： 分類と測定	IFRS 第9号「金融商品」は2009年11月に公表され、金融資産の規定を含んだものであった。金融負債の規定は、2010年10月に IFRS 第9号に加えられた。金融負債の規定のほとんどは、IAS 第39号から変更することなしに繰り越した（carried forward）ものである。しかし、自身の信用リスク問題を表明するための金融負債の公正価値オプションにいくつかの変更がある。 2011年8月4日、審議会は IFRS 第9号の強制的な発効日を現在の2013年1月1日以降に開始する会計年度に適用するのではなく、2015年1月1日以降に開始する会計年度とするための公開草案を公表している。いずれも早期適用は引き続き認められる。公開草案のコメント締め切りは、2011年10月21日となっている。
フェーズ2： 減損の方法	補足される文書（supplementary document）「金融商品：減損」は、2011年1月に公表された。コメント締め切りは、2011年4月1日で、再審議（redeliberations）が継続中である。
フェーズ3： ヘッジ会計	公開草案「ヘッジ会計」は、2010年12月に公表された。コメント締め切りは2011年3月9日で、再審議が継続中である。

（出所：<http://www.ifrs.org/Current+Projects/IASB+Projects/Financial+Instruments+A+Replacement+of+IAS+39+Financial+Instruments+Recognitio/Financial+Instruments+Replacement+of+IAS+39.htm>（2011/8/22））

図表5 2011年8月における金融危機に関連するプロジェクトの計画

	2011 Q3	2011 Q4	2012	MoU	Joint
IFRS 第9号の強制発効日の延期	Publish ED				
減損	Re-ED or Review draft			○	○
ヘッジ会計					
一般ヘッジ会計	Ballot (target IFRS Q4)			○	
マクロヘッジ会計		Publish ED			
資産と負債の相殺	Ballot (target IFRS Q4)			○	○
連結－投資会社	Publish ED				○

（出所：<http://www.ifrs.org/Current+Projects/IASB+Projects/IASB+Work+Plan.htm>（2011/8/22））

5. 2009年金融安定化フォーラム (FSF) 報告書

2009年4月、FSFは「金融システム強化のための提言及び基本原則」(*Financial Stability Forum Issues Recommendations and Principles to Strengthen Financial Systems*) というプレスリリースと「金融システムにおける景気循環増幅効果²⁵への対応」(*Report of the Financial Stability Forum on Addressing Procyclicality in the Financial System*) という報告書を公表した。

この報告書は、2009年4月に開催されたG20首脳会合にあわせたものであり、景気循環増幅効果を緩和するために、①自己資本比率の見直し（バーゼルⅡの見直し）、②貸倒引当金の見直し（発生損失モデルの見直し及びバーゼルⅡの見直し）、③価格評価及びレバレッジの制限について勧告をしている。とくに③では、会計基準設定主体に対して次のような勧告を行っている。

会計基準設定主体及び金融機関監督当局は、価値評価を支えるために必要なデータやモデリングが脆弱な場合には、公正価値評価される金融商品に関する評価性引当金 (valuation reserves) 又は調整項目 (adjustments) の利用を検討すべきである。(勧告3.4)

会計基準設定主体及び金融機関監督当局は、公正価値会計に潜在的に関連する逆作用効果 (adverse dynamics) を鈍くする (dampen) よう、適合する基準を変更する可能性を検証すべきである。この潜在的な影響を減らすための可能な方法には次のようなものがある。

- ・ 会計モデルを強化することにより、信用仲介機関 (credit intermediaries) の金融商品における公正価値会計の利用を注意深く検討する。
- ・ 金融資産カテゴリー間の移動。
- ・ ヘッジ会計規定の簡素化。(勧告3.5)

ここにおいて、IASBは景気循環増幅効果を緩和することを含めた会計基準の作成を検討する必要性が生じたのである。しかし、当時のIASBの議長は、

2009年10月に日本で開催されたシンポジウムにおいて、「欧州の監督当局などからは、いわゆる“through-the-cycle”アプローチ（景気循環を考慮して、好景気時には引当金を積み増しし、不況時にはそれを取り崩すことで金融の安定化を図ろうとする考え）に基づく減損が主張されているが、IASBとしては、それは金融機関の監督当局がすべきことで、会計基準の領域ではないと反論している。会計とは実態を正しく反映するためのもので、損失が出ているときには損失が出ていると示すのが会計の役割だからである²⁶」と述べている。

6. 2009年金融危機諮問グループ (FCAG) 報告書

2008年12月、IASBはFASBとの合意から金融市場において実務経験が豊かなリーダーから構成される上位の諮問グループとして、金融危機諮問グループ(FCAG: Financial Crisis Advisory Group)を設置した。FCAGは、2009年7月に公表した報告書の中で、IASBとFASBに対して次の4点について勧告を行っている。

(1) 有用な財務報告 (Effective financial reporting)

ここでは、財務報告は金融システムにおいて重要な役割を果たすものであることが述べられ、有用な財務報告は、基準の首尾一貫した (consistent) 誠実な (faithful) 適用と厳格で独立した監査と高品質の会計基準に依存するとしている²⁷。

このために、IASBは、金融商品会計基準の簡素化を最優先で行うべきであり、減損に関する基準のようにIASBとFASBの会計基準の相違をなくすよう収斂が実質的に進められること、また、発生損失モデル (incurred loss model)²⁸の代替案を検討することを勧告している²⁹。

(2) 財務報告の限界 (The limitations of financial reporting)

IASBは、財務報告の限界を概念フレームワークプロジェクトの中で明らかにするとともに、財務報告の利用者もその限界を認めるべきであると勧告している³⁰。

(3) 会計基準の収斂 (Convergence of accounting standards)

ここでは高品質で、単一の国際的な会計基準の作成を勧告している。このために、IFRSを適用するか、IFRSに収斂することをすすめている³¹。

(4) 基準設定団体の独立性と会計責任 (Standard setter independence and accountability)

高品質で偏りのない会計基準を開発するためには、会計基準設定団体 (IASB) の独立性とデュー・プロセスが必要であると述べられている³²。これについて、「我々は、ビジネスも政治的圧力も金融商品プロジェクトから会計基準設定団体の方向を転換させないことがきわめて重要であると信じている、そのことは世界的な金融システムにとっても重要である³³」というように述べ、IASBが外部からの圧力に影響されないよう組織体制を強化することを勧告している。

この報告書では、会計基準が金融危機の根本的な原因ではなく、会計基準とその適用の欠点を明らかにしたと述べられている³⁴。つまり、この報告書の目的は、金融危機に対するIASBの責任や会計基準に対する不信、公正価値会計への批判を減らすことを意図するものであるといえる。また、IASBの独立性やデュー・プロセスの重要性を示すことで、IASBは、経済的、政治的な要請に対応した会計基準を作成するのではなく、投資家にとって有用な情報を提供するための会計基準を作成するということを支持するものとなっている。

7. 2009年金融安定理事会 (FSB) 報告書

FSBは、2009年9月に開催されたG20首脳会合（第3回金融・世界経済に関する首脳会合）にあわせて、2009年9月に「金融規制の改善」(*Improving Financial Regulation Report of the Financial Stability Board to G20 Leaders*) という報告書を公表した。

この中で、IASBとFASBに対して、とくに次の2点について単一のセットの会計基準を作成する努力をするよう述べている³⁵。

- ・ 景気循環増幅効果を緩和する (mitigate) 努力の一端として、早期にローン・ポートフォリオにおける信用損失 (credit losses) を認識するために、現行の引当金規定よりもより広範囲の利用可能な信用情報を取り入れること。
- ・ 金融商品とその評価の会計減損を簡素化し、改善すること。我々は、とくに金融仲介機関 (financial intermediaries) の貸付活動 (ローン、負債商品の投資を含む) に関して、公正価値の利用を拡大しない方法で作業を継続することを支持する。

2009年2月、IASBの上位組織であるIASC財団 (IASC Foundation) は、IFRS財団 (IFRS Foundation) と名称を変えるとともに、IASBや関連する組織体制の変更を行った。また、IASBは、2009年7月に公開草案「金融商品：分類と測定」を公表した。ここにおいてIASBに対する経済的、政治的な風あたりは弱まったと考えられる。

しかし、この報告書で要請されている単一の会計基準を作成する努力については、2009年7月のIASB公開草案の公表後、FASBでは、原則としてすべての金融商品を公正価値で測定し、例外的にある状況下の自社の負債については、償却原価で測定することができるというIASBの提案と異なるアプローチを検討し始めた³⁶というように、IASBとFASBの金融商品会計基準に対する考え方の違いが表面化するようになってきた。

FASBが2010年5月に公表した公開草案「金融商品の会計とデリバティブ及びヘッジ活動の会計の改訂：金融商品 (Topic825) 及びデリバティブとヘッジ (Topic815)」では、金融商品の全面的な公正価値測定の提案がなされた³⁷。この提案に対して、当時のIASBの議長は、「明らかに受け入れられるものではありません³⁸」と述べている。

8. IASBの金融商品会計基準

IASBの金融商品会計基準のうち主なものとして、IAS第32号「金融商品：表示」、IAS第39号「金融商品：認識と測定」、IFRS第7号「金融商品：開示」、IFRS第9号「金融商品」をあげることができる。IFRS第9号は、2013年1月

1日以降に開始する事業年度に適用することになっているため、現在、実体はIAS第32号、IAS第39号、IFRS第7号に従って会計処理することとなる³⁹。

図表4、5で示したように、IAS第39号の置き換えプロジェクトは現在進行中である。以下に示しているのは、フェーズ1終了時点（2010年末）における金融商品会計基準の概要である。

(1) 金融商品の範囲

IAS第32号のパラグラフ4によると、次の金融商品は、IAS第32号の適用範囲に含まれない。

- ① IAS第27号、IAS第28号、IAS第31号により会計処理される、子会社、関連会社またはジョイント・ベンチャーに対する持分
- ② IAS第19号が適用される従業員給付制度による雇用者の権利及び義務
- ③ IFRS第4号で定義される保険契約（IAS第39号が適用される組込デリバティブを除く）
- ④ IFRS第2号が適用される株式報酬取引 (share-based payment transaction) による金融商品、契約及び義務（一部は除く）

また、IAS第32号のパラグラフ8によれば、非金融商品項目のうち、現金または他の金融商品での純額決済または金融商品との交換により決済できる売買契約はIAS第32号の適用範囲に含まれるとされている。

(2) 金融商品の定義

IAS第32号のパラグラフ11では、金融商品について「金融商品は、ある実体の金融資産と、他の実体の金融負債または持分商品を生じさせる契約をいう」と定義している。また、同パラグラフにおいて金融資産、金融負債、持分商品についても定義がなされ、パラグラフ15では表示のために金融商品の発行者は、金融商品またはその構成部分を、当初認識時に契約の実質及び金融負債、金融資産、持分商品の定義に従って、金融負債、金融資産、持分商品に区分しなければならないとしている。

金融商品が、金融負債か持分商品かの区分は、発行形態によって区分するの

ではなく、金融負債または持分商品の定義を満たすかどうかによって判定され、次の(a)、(b)の両方の条件を満たす場合のみ持分商品とし、そうでない場合は金融負債として区分することになる⁴⁰。

- (a) その商品が次のような契約上の義務を含んでいないこと
 - (i) 現金または他の金融資産を他の実体へ引き渡す義務
 - (ii) 金融資産または金融負債を、実体に潜在的に不利な条件で他の実体と交換する義務
- (b) その商品が、発行者自身の持分商品で決済されるか、またはその可能性がある場合で、
 - (i) 発行者が、可変数の自身の持分商品を引き渡す契約上の義務を含んでいないデリバティブでないもの、もしくは
 - (ii) 発行者が、固定額の現金または他の金融資産を、固定数の自身の持分商品と交換することで決済されるデリバティブ。この目的において、発行者自身の持分商品は、発行者自身の持分商品の将来の受け取りや引き渡しに関するそれ自身の契約を商品に含まない。

(3) 金融商品の認識と測定

① 金融資産の分類と測定

IASBは、金融商品会計基準の複雑性の要因の一つを、保有目的区分ごとに異なる測定方法にあると考えた。そこで、IFRS第9号では、IAS第39号の金融商品を保有目的で区分し、区分ごとに異なる測定方法を用いる方法(図表6参照)から、金融商品の保有目的ではなく、企業が採用しているビジネス・モデルを反映し、償却原価で測定されるものと公正価値で測定されるものに区分する方法(図表7参照)に変更した。IAS第39号との違いとして、IFRS第9号では、償却原価で測定する区分に分類された金融資産は満期まで保有する必要はなく⁴¹、区分変更に伴う罰則規定(tainting rule)もない⁴²ことがあげられる。

また、IAS第39号と同じく、会計上のミスマッチを解消するために、公正価値オプションを適用することができる⁴³。

② 金融負債の分類と測定

2009年7月の公開草案「金融商品：分類と測定」では、金融資産、金融負債の規定について提案がなされていたが、2009年に公表されたIFRS第9号では、金融資産についてのみ基準が公表され、金融負債についてはさらに検討が行われることとなった。

検討の結果、2010年に公表されたIFRS第9号では、IAS第39号の金融負債の分類及び測定に関するほぼすべての規定を引き継ぐこととなった。このため、2010年公表のIFRS第9号では、金融負債を当初認識において公正価値で測定し⁴⁴、事後測定は、実効金利法による償却原価で行うこととなった。ただし、デリバティブを含む金融負債などは、公正価値で事後測定しなければならないとしている⁴⁵。

また、2010年公表のIFRS第9号では、当初認識時に、取消不能な選択として公正価値オプションを適用することができる⁴⁶が、IAS第39号と異なり、公正価値オプションを適用した場合の金融負債の利得及び損失は次の(a)、(b)のように表示される⁴⁷こととなった。ただし、この区分表示によって会計上のミスマッチが拡大する場合(enlarge)、公正価値オプションを適用したローン・コミットメントや金融保証契約(financial guarantee contracts)の利得及び損失は、損益に計上される⁴⁸。

- (a) 金融負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額は、その他の包括利益(other comprehensive income)に表示する
- (b) 金融負債の公正価値の変動の残存額は、損益(profit or loss)に表示する

③ 持分金融商品の例外規定

IFRS第9号では、持分金融商品を償却原価で測定する区分に分類することができないため、公正価値で測定することになる。例外規定として、当初認識時に売買目的で保有されている場合を除き、取消不能な選択として、事後測定において公正価値の変動をその他の包括利益で認識することができる。例外規定を選択した持分金融商品を売却した場合、その他包括利益で認識されていた

損益は、当期純利益に振り替えることはできない（リサイクリングは禁止されている）⁴⁹。

図表6 IAS 第39号の分類と測定方法

分 類	測 定 方 法	評 価 差 額
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	公正価値	利得または損失は、純損益
満期保有投資	実効金利法による償却原価	
貸付金及び債権	実効金利法による償却原価 (持分商品に対する投資のうち活発な市場での公表市場価格がなく、公正価値を信頼性をもって測定できないもの等は、取得原価で測定)	
売却可能金融資産	公正価値	その他の包括利益(認識の中止が行われるまで) その他の包括利益から純損益に振替(認識の中止時)

(注：2009年1月1日時点のIAS 第39号のパラグラフ43から47を参考に作成)

図表7 IFRS 第9号の分類と測定方法

分 類	測 定 方 法	評 価 差 額
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	公正価値	利得または損失は、純損益
次の条件を両方とも満たす金融商品 (a) 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とするビジネス・モデル内で資産が保有されている (b) 金融資産の契約条項(term)が、特定日に、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみからなるキャッシュ・フローを生じさせる	実効金利法による償却原価	

持分金融商品の例外規定は、「いわゆる戦略的株式投資や持合株式等のその他有価証券について、公正価値評価し評価差額を OCI に計上する IAS39号の会計処理を継続すべきであるとの日本を始めとした強い主張に配慮したものと解釈されている⁵⁰。」

(4) 金融商品の開示

IFRS 第7号は、情報利用者が次の2点について評価できるような情報を提供することを目的としている⁵¹。

- (a) 企業の財政状態及び業績に対する金融商品の重要性（財政状態計算書もしくは注記で開示）。
- (b) 金融商品から生じるリスク・エクスポージャーに関する定性的、定量的情報。これには、信用リスク、流動性リスク、市場リスクに関する特定の最低限の開示を含む。定性的開示は、これらのリスクの管理に関する経営者の目的、方針、手続きを記述する。定量的開示は、実体の主要な経営者（management personnel）に対して内部的に提供される情報に基づき、実体がリスクにさらされている程度（extent）について情報を提供する。

(a)については財政状態計算書、包括利益計算書において開示する項目、その他の開示として会計方針、ヘッジ会計、公正価値についても開示するよう規定している。これらの開示項目は、IFRS 第9号で規定される公正価値測定について、情報利用者が帳簿価額と公正価値の変動額を比較できるようなものとなっている。

公正価値については、パラグラフ29⁵²で示されるものを除き、金融資産及び金融負債の種類（class）ごとに、その種類の公正価値を帳簿価額と比較が可能な方法で開示しなければならないとされている⁵³。この分類のために、IASBは公正価値ヒエラルキー⁵⁴を用いている。公正価値測定がどのヒエラルキーに分類されるかは、公正価値測定全体のうち重要なもので、最も低いレベルのインプットによって決定されるとしている⁵⁵。

(b)については、金融商品から生じるリスクとそれらがどのように管理されているかに関して開示を求めるものであり、ここでいうリスクとして、信用リスク、流動性リスク、市場リスクをあげているが、開示されるリスクはこれらに限定されないとしている⁵⁶。

IFRS 第7号の開示項目は、IFRS 第9号と密接に関わっているため、IFRS 第9号が改訂されるとその改訂内容に該当するIFRS 第7号の規定が変更（改訂、追加、削除）されることとなる。2010年のIFRS 第9号の改訂により、公正価値オプションを適用した金融資産と金融負債に関するIFRS 第7号の規定について変更が行われた。

おわりに

IASBとFASBの金融商品会計基準プロジェクトは、ディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」にみられるように全面的な公正価値測定の導入を中心に進んできたといえる。しかし、金融危機により会計基準がその一因として取りあげられ、とくに公正価値測定が問題とされたため、IASBとFASBはこの方向性について、再検討する必要が生じた。IASBは、FASBと協力して政治的な要請に対応し、会計基準が金融危機の原因ではなく、問題とされた公正価値による会計処理についても、IAS 第39号の置き換えプロジェクトを進めることでその妥当性を説明してきた。

これまで、金融商品会計基準における公正価値測定の問題は、算定された公正価値の信頼性や測定方法の選択、その適用範囲など多岐にわたり議論されてきたが、本質的には公正価値の変動を損益に含めるか否かという点にあったと考えられる。このことは、損益情報の重要性や機能が国によって異なっていることや実務上の問題から生じている。今回の金融危機により、金融商品会計基準が再検討されたが、投資家への有用な情報提供を行うというIASBの立場は変わることがなく、また、金融商品を公正価値で測定するという方向性も変わることがなかった。

しかし、近年、IASBとFASBの金融商品会計基準作成に対する考え方に

違いが生じてきている。FASBは、金融商品の全面的な公正価値測定の適用に基づいた会計基準の開発を進める一方で、IASBは、多様な意見をとりまとめた結果、FASBほど公正価値測定の適用範囲を広げる姿勢を見せていない。今後、この方向性の違いは、金融商品に限らずIASBとFASBの会計基準の取扱いにおいて大きな問題となると考えられる。

¹ サブプライム・ローン問題は、ノンリコース・ローンによる問題（債権がすべて回収できない）と証券化によるリスク分散にあったと考えられる。

² 図表1は、ディスカッション・ペーパーで述べられたプロジェクトの歴史の章に基づいて作成したため、ディスカッション・ペーパー公表時までの内容となっている。

³ Joint Working Group of Standards Settersは、1997年にアメリカ、イギリス、カナダ、ドイツ、フランス、オーストラリア、ノルウェー、ニュージーランド、日本の会計基準設定主体または職業会計士団体のメンバーとIASCで組織された。

⁴ IASB, *Discussion Paper (2008), Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments*, March 2008, BD9.

⁵ *Ibid.*, par. 1.8.

⁶ 質問1の内容は次の通りである。「財務諸表の作成者と監査人の懸念及び財務諸表利用者のニーズに対応するためには、金融商品、デリバティブ商品及び類似項目の報告に関する現在の規定を大幅に変更する必要があるか。もしその必要がないのなら、現在の規定が複雑すぎるという主張にIASBはどう対応すべきか。」このように金融商品会計基準で問題とされたのは、その複雑性であった。

⁷ IASB, *Discussion Paper (2008)*, par. 2.9.

⁸ *Ibid.*, par. 2.16.

⁹ *Ibid.*, par. 2.30.

¹⁰ *Ibid.*, par. 3.2.

¹¹ *Ibid.*, pars. 3.3-3.6.

¹² Financial Stability Forum (FSF), *Report of Financial Stability Forum on Enhancing Market and Institutional Resilience*, 7 April 2008, Forward.

¹³ *Ibid.*, par. III.4.

¹⁴ *Ibid.*, pars. III.5-III.6.

¹⁵ IASB 会議報告（第82回会議）, https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/minutes/20080916_082.pdf (2011/8/22)

¹⁶ 2008年5月のIASB会議において設置することが合意された。

¹⁷ 山田辰己、「IASB 会議報告(第81回会議)」, 『会計・監査ジャーナル』, Vol. 20, No.10, 日本公認会計士協会出版局, 2008年10月, 69頁。

¹⁸ 山田辰己, 「IASB 会議報告 (第84回会議)」, 『会計・監査ジャーナル』, Vol. 21, No. 2, 日本公認会計士協会出版局, 2009年2月, 62~63頁。

この中で山田氏は, カーブアウトの問題について, EUがカーブアウトを行うとIFRSは新たな規定を追加することができないこととなり, この結果, 企業(金融機関を含む)が, いくら金額をどの区分へ振り替えたのか, また, 振り替えた金融資産に従前の公正価値測定が適用されていた場合にはいくらの評価損益が生じていたかなどの情報が全く提供されないまま自由に再分類することが可能となる懸念があったと述べている。

¹⁹ 詳細については, 山田辰己, 「第16回IAS第39号の改訂公開草案について-分類及び測定:金融危機への対応-」, 『会計・監査ジャーナル』, Vol. 21, No. 11, 日本公認会計士協会出版局, 2009年11月, 28~30頁参照。

²⁰ 財務省ホームページ, http://www.mof.go.jp/international_policy/convention/g20/g20_210314-3.pdf (2011/8/22)

²¹ 同上

²² 外務省ホームページ, http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_aso/fwe_09/communique.html (2011/8/22)

²³ 同上

²⁴ IASB ホームページ「IFRS第9号:金融商品(IAS第39号の置き換え)」<http://www.ifrs.org/Current+Projects/IASB+Projects/Financial+Instruments+A+Replacement+of+IAS+39+Financial+Instruments+Recognitio/Financial+Instruments+Replacement+of+IAS+39.htm> (2011/8/22) において, 「本プロジェクトの目的は, 金融商品の分類と測定規定を簡素にする(simplifying)ことによって財務諸表の利用者の有用性を改善することである」と述べられていることから簡素化プロジェクトと呼ばれている。

²⁵ 「プロシクリカリティ(pro-cyclicality)は(景気)循環増幅効果などと訳され, もともと存在する景気循環をさらに後押しする効果を意味します。具体的には, バーゼルIIにおける銀行の最低所要自己資本規制や, 金融商品の時価会計がしばしば対象の一つとして挙げられます。クレジット市場が悪化したときに, これらの規制・基準に基づいた与信先の評価や保有している金融商品の評価の悪化により, 銀行等市場参加者のリスク許容力が低下し, 貸出の抑制や有価証券の売却のインセンティブを高め, クレジット市場の収縮をもたらすことで, 結果的に実体経済を含めた市場全体をさらに悪化させる効果を持ちうる懸念されています。バーゼル銀行監督委員会を含む規制・監督当局は, このプロシクリカリティ問題に関して対策を検討中です。」

(KPMG ホームページ: http://www.azsa.or.jp/b_info/keyword/pro-cyclicality.html (2011/8/22))

²⁶ 「国際財務報告基準(IFRS)シンポジウム①~午前の部・分科会~」, 『会計・監査ジャーナル』, Vol. 21, No. 12, 日本公認会計士協会出版局, 2009年12月, 12頁。

²⁷ FCAG, *Report of the financial crisis advisory group*, July 28, 2009, p. 3.

²⁸ IASB は、金融資産の減損に対する予想損失モデルの使用可能性に関する情報の依頼を公表した。減損は、IASB が IAS 第39号の包括的な見直しの第2フェーズで取り上げている問題の1つである。

・発生損失モデル

IAS 第39号の現行モデルは、企業に、将来キャッシュ・フローに負の影響を与え、その影響を信頼性をもって見積もることができる事象（または事象の組合せ）が発生した場合にのみ、金融資産の信用損失を会計処理することを要求している（これは発生損失モデルとして知られている）。このモデルの特徴は、企業に将来の予想損失の影響を考慮することが認められていない点にある。金融危機はこの問題を懸案事項としてハイライトした。

・予想損失モデル

G20のリーダー他からの要請により、IASB は予想損失モデルを代替モデルとして検討している。予想損失モデルは企業に予想信用損失を継続して評価することを要求しているが、それは信用損失のより早期の認識を要求することになるかもしれない。このモデルの支持者は、このモデルが金融資産の価格を決定する手法、及びある企業にはビジネスを管理する手法をより良く反映するものであると主張している。

（デロイトトウシュートマトのホームページ：https://www.deloitte.com/view/ja_JP/jp/article/375735121de22210VgnVCM200000bb42f00aRCRD.htm (2011/8/22))

²⁹ FCAG, *op.cit.*, p. 7.

³⁰ *Ibid.*, p. 10.

³¹ *Ibid.*, pp. 12-13.

³² *Ibid.*, p. 14.

³³ *Ibid.*, p. 16.

³⁴ *Ibid.*, p. 3.

³⁵ FSB, *Improving Financial Regulation Report of the Financial Stability Board to G20 Leaders*, 25 September, 2009, par.33.

³⁶ 山田辰己, 「IASB 会議報告 (第96~97回会議)」, 『会計・監査ジャーナル』, Vol. 21, No. 10, 日本公認会計士協会出版局, 2009年10月, 78~79頁。

³⁷ 川西安喜, 「金融商品会計に関する FASB の公開草案」, 『会計・監査ジャーナル』, Vol. 22, No. 8, 日本公認会計士協会出版局, 2010年8月, 19頁~20頁において、IASB と FASB の金融商品会計基準に対する考え方が比較して述べられている。

³⁸ 「David Tweedie 国際会計基準審議会 (IASB) 議長インタビュー、IFRS の最新動向~IASB と FASB の MoU をめぐって~」, 『会計・監査ジャーナル』, Vol. 22, No. 10, 日本公認会計士協会出版局, 2010年10月, 15頁。

³⁹ 早期適用が、認められている。また、2011年8月に公表した公開草案で2015年1月1日以降の事業年度より適用する提案がなされている。

⁴⁰ IASB, *International Accounting Standard 32, Financial Instruments: Presentation (2010)*, IN6 and pars.15-16.

⁴¹ IASB, *International Financial Reporting Standard 9 (2010), Financial Instruments*, par. B4.1.3.

⁴² 山田辰己, 「IFRS 第9号(金融資産の分類と測定)について」, 『会計・監査ジャーナル』, Vol.22, No.3, 日本公認会計士協会出版局, 2010年3月, 110頁。

⁴³ IASB, *IFRS9 (2010)*, pars. 4.1.5. and 4.2.2.

⁴⁴ *Ibid.*, par. 5.1.1.

⁴⁵ *Ibid.*, par. 4.2.1.

⁴⁶ *Ibid.*, par. 4.2.2.

⁴⁷ *Ibid.*, par. 5.7.7.

⁴⁸ *Ibid.*, pars. 5.7.7.-5.7.9.

⁴⁹ *Ibid.*, pars. 5.7.5. and B5.7.1.

⁵⁰ 加藤厚, 「IFRS 9号「金融商品」の概要」, 『企業会計』, Vol. 62, No. 4, 中央経済社, 2010年4月, 24頁。

⁵¹ IASB, *International Financial Reporting Standard 7 (2010), Financial Instruments: Disclosures*, par. IN5.

⁵² パラグラフ29 次のものについて公正価値の開示をする必要がない。

(a) 例えば, 短期の売掛金及び買掛金のような金融商品のように, 帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている場合

(b) 削除

(c) (IFRS 第4号「保険契約」で述べられるような)裁量権のある有配当性(discretionary participation feature)を含んだ契約で, その特性(feature)の公正価値を信頼性をもって測定できない場合

⁵³ IASB, *IFRS 7 (2010)*, par. 25.

⁵⁴ パラグラフ27Aによれば, 公正価値ヒエラルキーはレベル1, レベル2, レベル3の3段階で表される。この考え方は, FASBの公正価値の考え方に基づくものである。

⁵⁵ IASB, *IFRS7 (2010)*, par. 27A.

⁵⁶ *Ibid.*, par. 32.